

愛媛県有機農業推進計画

平成20年3月

愛 媛 県

はじめに

1 計画策定の趣旨

環境に配慮をした地域社会の創造は、全ての産業が取り組むべき重要な課題であり、農業分野においても、自らが環境に及ぼす影響を低減し、農業生産全体を環境保全を重視したものに転換していくことが求められていることから、環境保全型農業を実践する農業者の確保、育成に努めるなど、環境と調和した農業の推進が重要となっている。

とりわけ、有機農業は、農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産活動に由来する環境への負荷を低減するものであり、また、安全かつ良質な農産物に対する消費者の需要に対応した農産物の供給に資するものであることから、「有機農業の推進に関する法律」(平成18年法律第112号。以下「有機農業推進法」という。)では、農業者が容易に有機農業に取り組み、多くの消費者が有機農業により生産される農産物を入手できるよう、生産、流通、販売及び消費の各方面において有機農業の推進のための取り組みが求められている。

このため、県では、有機農業の取り組みを増加させ、環境保全型農業の推進に資することを目的に、有機農業推進法に即した基本理念と「有機農業の推進に関する基本的な方針」(平成19年4月27日付生産局長通知。以下「有機農業基本方針」という。)に即した重点目標を掲げ、農業者その他関係者及び消費者と連携しながら具体的に有機農業を推進する愛媛県有機農業推進計画(以下「県推進計画」という。)を策定する。

2 基本理念

(1) 有機農業は、農業の自然循環機能を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであることから、多くの農業者が容易に有機農業に従事することができるようにするための取り組みを推進する。

(2) 消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要が増大していることを踏まえ、有機農業がこのような需要に対応した農産物の供給に資するものであることから、農業者その他の関係者が積極的に有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に取り組むことができるように推進する。

また、多くの消費者が容易に有機農業で生産される農産物を入手できるようにするための取り組みを推進する。

(3) 有機農業の推進では、消費者や慣行農業者等の有機農業及び有機農業で生産される農産物に対する理解の増進が重要であることから、有機農業者と消費者、その他関係者との連携を促進するための取り組みを推進する。

(4) 有機農業の推進に当たっては、農業者その他の関係者の自主性を尊重する。

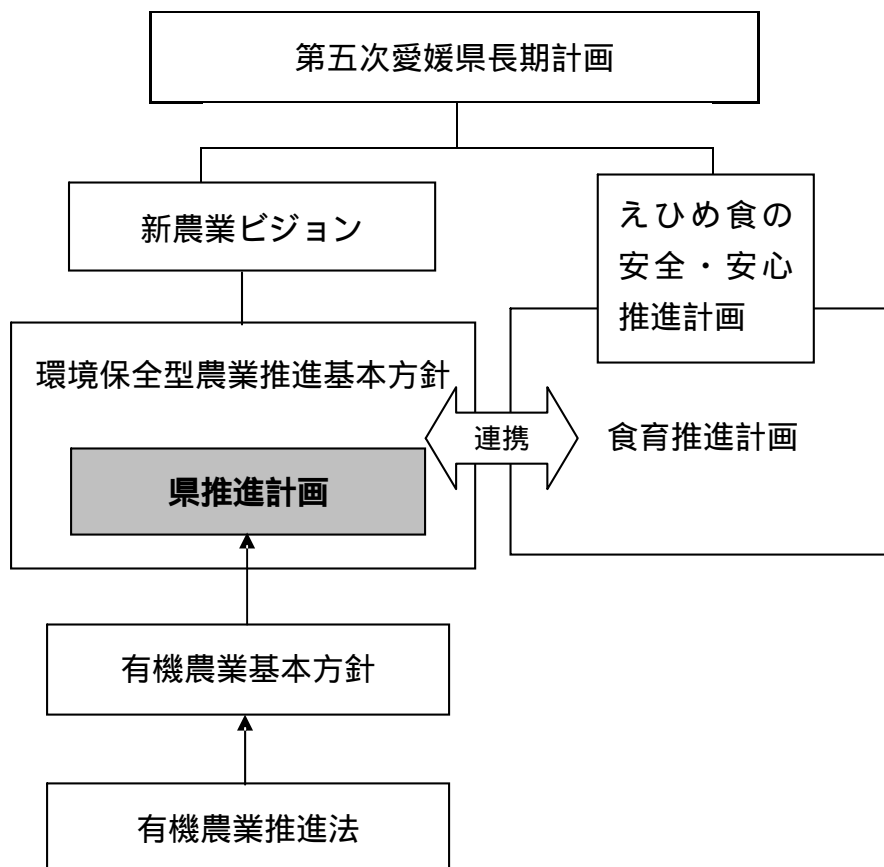
3 重点目標

- (1) 有機農業に関する技術の体系化
安定的に品質・収量を確保できる有機農業の技術体系の確立を目指す。
- (2) 有機農業に関する普及指導体制の整備
普及指導員による有機農業の指導体制を整備する。
- (3) 有機農業に対する消費者等の理解の増進
有機農業が化学肥料及び農薬を使用しないこと等を基本とする環境と調和の取れた農業であることを知る消費者の割合を50%以上とすることを旨とする。
- (4) 有機農業で生産される農産物の流通環境の整備
市場関係者との連携により有機農業で生産される農産物の販路開拓、消費拡大を目指す。
- (5) 有機農業の推進体制の整備
全市町段階において有機農業推進協議会の設置及び市町有機農業振興計画の策定を目指す。

4 県推進計画の位置付け

- (1) 有機農業推進法第7条第1項の規程に基づき、有機農業を具体的に推進するための県推進計画とする。
- (2) 第五次愛媛県長期計画における「地域環境と調和した農業の展開」の中に位置付けるとともに、愛媛県環境保全型農業推進基本方針並びに他の関係計画等と調和を図りながら推進するものとする。

【他の関係計画との関連図】



5 県推進計画の期間

県推進計画の期間は、平成22年度までとする（情勢の変化を踏まえ、計画期間内であっても必要に応じて見直す場合がある。）。

6 県推進計画の検討

有機農業を含む環境保全型農業の推進を目的として、学識経験者、消費者、食品流通業者、生産者、生産者団体で組織する「環境保全型農業推進会議」を平成13年8月に設置しており、本推進会議において県推進計画の進行管理等の検討を行う。

有機農業推進施策の展開方向

1 有機農業で生産される農産物の安定的な生産

(1) 現状と課題

有機農業は、技術、経営の両面において農家間格差が大きい。

一定の経験を有する農家間においても、経営の不安定性、不確実性が見られ、技術、経営面での対策が必要不可欠である。

有機農業の取組面積は、耕地面積の0.6%と低く、取組の拡大が求められる。

有機農業の取り組みで培われてきた農法や経営ノウハウは、未だ農家レベルで散在しており、その実態把握と有効活用が求められている。

(2) 取組施策の展開方向

有機農業を行っている者に対する支援

支援内容	支援の具体的内容
ア 各種支援事業の活用等	<ul style="list-style-type: none">各種補助事業を活用した、たい肥、温湯消毒機、米糠ペレット製造機、加工施設、農産物直売所等の生産、流通施設等の共同利用機械・施設の整備支援農業改良資金等の農業制度資金の貸付け支援農地・水・環境保全向上対策営農活動支援を活用した有機農業者に対する直接支払支援、及び当該支援におけるまとめり要件の緩和措置に関する国への要望農業共済制度を活用した災害補償
イ 持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画策定支援	<ul style="list-style-type: none">エコファーマー認定手続きに対する指導、援助

新たに有機農業を行おうとする者に対する支援

支援内容	支援の具体的内容
ア 就農相談窓口の設置	・ 地方局地域農業室による就農相談
イ 研修の実施やホームページによる研修受入農家の情報提供	・ 地方局しまなみ、久万高原、鬼北農業指導班の圃場（以下「農業指導班圃場」という。）において、有機農業者の協力を得て、実証圃の設置と併せた研修の実施 ・ 新規就農者の実務研修に対する助成 ・ 県HP内に有機農業HPを創設し、情報を提供
ウ 就農支援資金の貸付による支援	・ 新規就農する際の施設整備・運転資金等の貸し付け等
エ 普及指導員等の資質向上	・ 普及指導員の有機農業に対する技術向上を図るための国研修会への参加、及び市町、JA等担当者に対する研修の実施

有機農業に関する技術の開発と成果の普及促進

支援内容	支援の具体的内容
ア 様々な技術を検索、組み合わせ、品質や収量を安定的に確保できる有機農業の技術体系を確立するための実態調査や実証試験の実施	・ 有機農業を含む減農薬、減化学肥料栽培技術の開発、確立のための試験研究の実施 ・ 有機農業の技術や経営の実態調査の実施
イ 立地条件に適応した有機農業技術の研究開発	・ 有機農業を含む減農薬、減化学肥料栽培技術の開発、確立のための試験研究の実施
ウ 新たな技術を地域の農業生産現場に適応するための実証試験の実施	・ 農業指導班圃場や各種補助事業を活用した農家圃場での実証圃設置 ・ 実証結果に基づき、有機農業に関する栽培マニュアル（先進的事例集を含む）を策定
エ 研究開発の成果に関する情報の提供	・ パンフレット、冊子、HP等による研究成果のPR、及び有機農業に関する栽培マニュアル（先進的事例集を含む）による研究成果の提供・普及
オ 農業者への研究開発の成果の普及	

2 有機農業で生産される農産物の生産・流通の拡大

(1) 現状と課題

有機農業の取組面積は、耕地面積の0.6%であり、有機農業で生産される農産物の流通量が少ない。

流通量が少なく、更に不安定なため、流通関係者にとっては取扱いのリスクが生じる。

有機農業で生産される農産物は、生産者と消費者や消費者団体、実需者（食品加工、外食等）が直接結びついて流通するものが多い。

(2) 取組施策の展開方向

有機農業で生産される農産物の流通・販売面の支援

支援内容	支援の具体的内容
ア 消費者や実需者等との情報の受発信の働きかけ	・有機農産物の利用促進と地産地消のネットワーク化を推進
イ 流通ルートの拡大に向けた意見交換や商談の場の設定	・首都圏、近畿圏での商談会や県内外バイヤーとの県内商談会における有機農産物の販売促進活動の推進
ウ 消費拡大に関する市町・消費者団体等の取り組みの推進	・有機農業で生産される農産物の消費拡大、販路開拓に関する市町、消費者団体等の取り組みを推進

3 有機農業で生産される農産物の信頼の確保

(1) 現状と課題

有機農業で生産される農産物の信頼確保のため、J A S 規格や J A S 規格に準じての生産が求められる。

有機農業で生産される農産物の J A S 規格に基づく表示ルール等について、生産者や消費者等への普及啓発が求められる。

有機 J A S 認証のための書類作成は煩雑であり、認証取得の拡大を妨げる要因の一つとなっている。

有機栽培でありながら、J A S 認証を受けなければ「有機」の表示が出来ないため、その努力が報われるような表示方法の検討が求められる。

(2) 取組施策の展開方向

有機農業で生産される農産物の適正な生産及び表示の推進

支援内容	支援の具体的内容
ア 有機農業で生産される農産物の日本農林規格に基づく生産指導	・パンフレット等による P R 活動の実施 ・ G A P の取組推進
イ 有機農業で生産される農産物の J A S 規格に基づく表示ルールの普及啓発	・消費者に対し、J A S 法に基づく表示内容等を P R
ウ 有機 J A S 認証を取得するための支援	・有機 J A S 認証を取得する際の書類作成に必要な技術、経営面の相談及び指導・助言
エ 有機農業で生産された農産物で、J A S 認証を受けていない場合の表示方法の検討	・愛媛県特別栽培農産物等認証制度の活用促進やその表示方法等の検討
オ 遺伝子組換え作物の交雑による混乱が生じないための取り組み	・全国的なルールに基づき、生産、流通上の混乱を生じないようにするためのガイドライン策定等を国へ要望

4 有機農業に対する理解の増進

(1) 現状と課題

消費者や実需者の多くは、有機農業で生産される農産物を「安全・安心」、「健康によい」とのイメージによって選択している。

有機農業は、農業の自然循環機能を増進し、環境への負荷を大幅に低減するものであり、生物多様性の保全に資することについて、理解している消費者や実需者は少ない。

有機農業の推進では、有機農業者と慣行農業者の相互理解を促進し、容易に有機農業に取り組める圃場環境を作る必要がある。

(2) 取組施策の展開方向

消費者の理解と関心の増進

支援内容	支援の具体的内容
ア 有機農業に関する普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・県HP、パンフレット等を活用した有機農業に関する情報の提供 ・愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズ「愛媛産には、愛がある。」運動と連携した有機農業に関する普及啓発の推進
イ 有機農業で生産される農産物に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・県HP、パンフレット等を活用した有機農産物に関する情報の提供 ・えひめ産業文化まつり等における有機農産物コーナーの設置
ウ 田畑の生き物調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・農地・水・環境保全向上対策等の取り組みを活用した調査の実施

有機農業者と消費者の相互理解の増進

支援内容	支援の具体的内容
ア 食育、地産地消、農業体験学習、都市農村交流等の活動と連携して、有機農業に対する理解を深める取り組みを推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所栄養士等が児童、生徒、保護者に対し、地域の食文化を伝承 ・収穫、体験交流を通じた食育の推進 ・愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズ「愛媛産には、愛がある。」運動や「えひめ地産地消の日」と連携した有機農産物のPR、地産地消の推進
イ 学校における有機農業への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒に対する食育に関する授業の実施 ・地元有機農業者と連携した授業の実施 ・有機農産物を含めた地場産物の学校給食への導入促進

有機農業者と慣行農業者の相互理解の増進

支援内容	支援の具体的内容
ア 意見交換会、各種講座等を通じ相互理解を促進	<ul style="list-style-type: none"> ・有機農業者と慣行農業者の相互理解を増進するための意見交換会、各種講座等の開催

5 有機農業推進体制の整備

(1) 現状と課題

有機農業は、これまで有機農業者や関係団体等が推進してきたものであり、その推進体制が脆弱である。

(2) 取組施策の展開方向

県段階における推進体制の整備

支 援 内 容	支援の具体的内容
ア 県組織における連携体制の整備	・県環境保全型農業推進会議の専門部会において庁内各課、試験研究機関等が連携
イ 関係機関・団体の連携体制の整備	・県環境保全型農業推進会議と市町段階の協議会が連携し、有機農業に関する情報交換、推進方策を検討
ウ 技術の研究開発等の推進体制の整備	・研究開発の計画的かつ効果的な推進のための意見交換、共同研究等の場の設定 ・関係する研究開発の一元的な把握 ・地方局地域農業室、産地育成室、病害虫防除所による土壌、病害虫診断の推進体制の維持
エ 有機農業者等の意見を反映する体制の整備	・意見交換会や市町段階の協議会、有機 J A S 認証機関、消費者団体等を通じて、有機農業者その他の関係者及び消費者の意見や考え方を把握し、国への要望及び施策への反映に努める

市町段階における推進体制の整備

支 援 内 容	支援の具体的内容
ア 市町段階における協議会の設置、市町有機農業振興計画の策定	・市町段階における有機農業推進体制（市町、県地方局、J A 等農業団体、有機農業者、消費者等）の推進 ・市町有機農業振興計画の策定の推進
イ 有機農業者等の意見を反映する体制の整備	・意見交換会等を通じて、有機農業者その他の関係者及び消費者の意見や考え方を把握し、施策に反映する体制整備を推進する

J A における推進体制の整備

支 援 内 容	支援の具体的内容
ア J A における生産・販売等支援体制の整備	・J A における生産、販売等支援体制の整備や市町協議会への参加を推進する